通学安全マニュアル（事故）

事故発生

1、発見した事態や状況の把握
2、傷病者の確認
・誰が　・どこで　・どのようにして
・どうなった　・頭部への衝撃の有無
3、現在の状況
意識、出血、AED、心肺蘇生
4、近くの児童の安全確保
5、協力要請

発見者

職員室

学年・学級へ

学級担任
養護教諭
保健主事

校医
（武藤小児科）
275－7887

現場
・児童の安全確保
・速やかな状況把握
・応急手当（頭部打撲の確認）
・必要に応じて救急車手配
（添乗：担任または養護）
・被害拡大の防止・軽減

連絡①

報告①

報告②

教頭

校長

報告

白山市教育委員会
274－9571

保護者

移送

独立行政法人日本スポーツ振興センター

医療機関

連絡①

＊事故発生状況
①いつ
②どこで
③誰と
④何をしていて
⑤何が起きたか
＊傷病の状態
＊医療機関の確認
＊来院、来校の確認をする

報告①

＊事故発生状況
①いつ
②どこで
③誰と
④何をしていて
⑤何が起きたか
＊傷病の状態

報告②

＊傷病の状態
＊処置状況
＊医療機関受診の必要性

けがの対応

応急処置：養護教諭が行う。養護教諭不在のときは他の職員が行う。
①緊急を要する場合
直ちに救急車を要請する。緊急体制にそって対応する。
②病院での治療を要する場合
＊①以外の場合は、保護者に連絡して受診をお願いする。
保護者に連絡が取れない場合や、すぐに来られない場合は、職員が移送する。
＊病院の決定　→　保護者の指示により決定する。
保護者と連絡が取れない場合は、「緊急連絡カード」を参考に、教職員で相談の上、決定する。
＊移送　→　校長判断を原則とする。
③経過観察が必要な場合
＊目、耳、鼻のけがは、保護者にすぐに連絡をする。
＊首から上のけがについては、医療機関の受診を勧める。

事後の対応

①保護者及び関係者への連絡・説明
②児童への指導
③教育再開の準備
④事故の再発防止対策
⑤心のケア